

2021年11月



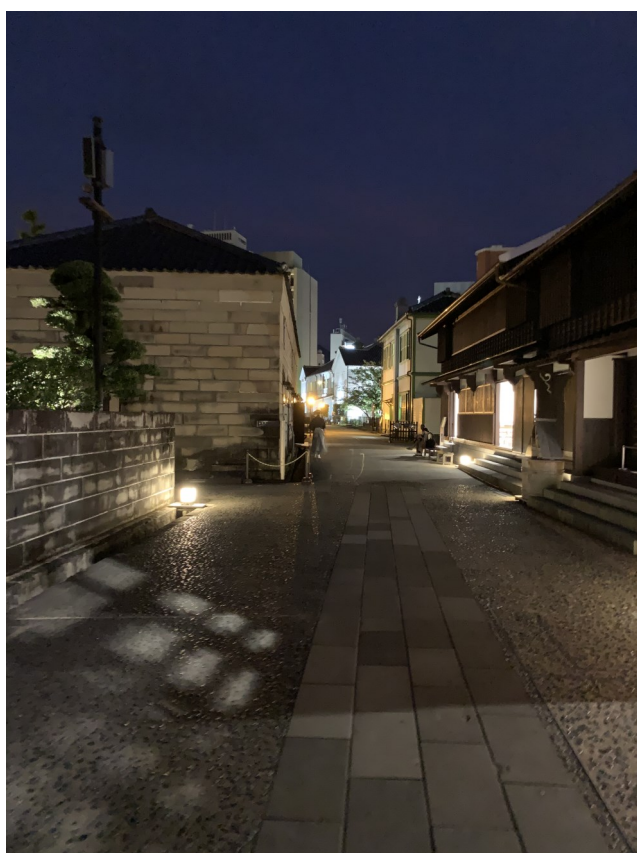
葵総合経営センターだより

特 集

年末調整の概要と
令和3年分の変更点など

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012
名古屋市中区千代田三丁目14番22号
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816
E-Mail aoi@aoi-cms.com
URL <http://www.aoi-cms.com/>



「長崎 出島」

目次

- | | |
|---------------------------|---------------|
| 2 明るい未来へ | 6 医療法人に関する手続き |
| 3 「役に立つ」と「意味が有る」 | 7 男女間の金銭トラブル |
| 4 年末調整の概要と
令和3年分の変更点など | 8 ご案内 |

明るい未来へ

センター代表 杉浦 康晴

菅義偉首相の後任を選ぶ自民党の総裁選挙が9月29日に行われ、決選投票の結果、岸田文雄前政調会長が新たな総裁に選出されました。10月4日には臨時国会における首相指名選挙を経て、第100代目の首相に就任しました。岸田首相は新しい資本主義の実現に向けて、「成長と分配の好循環が大切」と強調。成長戦略の柱として科学技術政策の推進や、地方からデジタルの実装を進める「デジタル田園都市国家構想」の実現、経済安全保障の取り組み強化などを訴えました。また、分配戦略に関し、働く人への分配機能を強化するため、下請け取引に対する監督体制の強化に取り組むとしたほか、公的価格を抜本的に見直し、看護や介護など現場の最前線で働いている方々の収入を増やすと主張しています。

コロナ対応に追われた菅前首相の後、これからの政権ではコロナ対応はもちろんのこと、経済復興にも実行力が必要です。10月14日には衆院解散となり、いよいよ10月31日の総選挙に向けての選挙戦が始まりました。この1か月間で大変慌ただしく政局が動いており、このセンターだよりがお手元に届く頃には投開票も終わっていることと思いますが、これからの政治に期待を持って投票に行きたいと思います。

さて、話は変わりますが、今年のノーベル物理学賞を米国プリンストン大学上席研究員の真鍋淑郎先生が受賞されました。

今から50年以上前に「二酸化炭素が増えれば地球の気温が上昇し、地球温暖化につながる」ということを世界に先駆けて発表し、こうした成果がもとになり地球温暖化や気候変動の研究が進みました。

日本人受賞者ということで国内でも喜びに沸きましたが、私にとっても大変感慨深いものでした。実は当センターの「康友会」で長年会長を務めていただいた故 大矢哲会長の奥様の実のお兄様が真鍋淑郎先生なのです。20年ほど前に当センターの行事にもご参加いただいております、その頃にも「いつかはノーベル賞を取れる研究をしている」という話を耳にしておりました。それから長い月日が経ち、今回の受賞のニュースを聞いた時には大変感激しました。心よりお慶び申し上げます。

コロナ禍にあって、暗い話題が多い中でも今年は東京五輪もありましたし、こういった明るく活気のあるニュースは元気づけられます。

今年のセンターだよりも本号が最後となります。今年も残り2ヶ月。日本にとっても世界にとっても少しでも前向きな気持ちで過ごせるよう祈るばかりです。明るい未来に向けて頑張ってまいりましょう。

「役に立つ」と「意味がある」

株式会社 葵経営コンサルティング 中島 和人

現在、ネットでもパッケージツアーは購入できますが、あえて旅行代理店の店舗を訪ね購入を図りました。その理由は窓口で店員と対話することにより、コスパの良いホテル、航空機、レンタカーの情報やおすすめの観光スポットなど、ネットでは得難い情報が得られるのではと期待したからです。しかし期待は裏切られました。販売員は端末の操作を行うばかりで期待した情報は得られず、これではネットでの購入と変わらないのではと感じました。運がなかったのかもしれません。

多くの店舗では、顧客があえて来店する理由を理解し、その顧客のコストを上回るメリットを提供しているから店舗は存在し続けていると考えるからです。

ただ近い将来、それでも店舗はなくなるかもしれません。双方向のコミュニケーションが可能であるスマートスピーカーや、パターン分析の能力に長けているAIの普及によってネットでも顧客ニーズを満たすことが可能となることが予想されるからです。

さらに想像すると、デジタル化の進展により旅行販売業は、GAF Aの業界のように1社独占となるかもしれません。サイトへのアクセスはどこからでも可能であり近い店舗の必要性はなくなります。また高い顧客関係性をもつ代理店が開発する痒い所に手が届くような商品も、膨大な顧客データからAIが分析することにより、今以上に顧客のニーズを満たせる商品が開発される可能性も考えられます。そして以下の理由もあるからです。

市場には企業が、寡占化しやすい市場（例えばGAF Aの市場）と寡占化しにくい市場（例えばスーパーカーの市場）があるようです。その違いが生じる理由は商品特性にあります。具体的には顧客が商品から受ける主だった便益が「役に立つ（便利・快適・安全：機能的便益の有無）」ものか「意味がある（情緒・ロマン・ストーリー：情緒的便益、または自己実現的便益の有無）」ものかによる違いであり、機能性が主だった便益となる商品の市場では、デジタル化によって寡占化が進む※こととなります。よって旅行業界もその可能性があり、生き残る為にはNO.1になることが必要とされます。

我が業界もそうですが、診療所も「病気を治す」という機能を主だった便益として提供しています。賛否は分かれていますが、オンライン診療の精度が高まり法制度が変更されるといったことをはじめとして医療のデジタル化が図られるようになれば、状況として寡占化は進むことは考えられます。そんな中対応策としては、例えば院長の顔を見ることで痛みが軽減するとか、運営するリアルなイベントに参加することに楽しさを感じるとか、あの診療所に受診することが自尊心を満たしてくれるといった「意味がある」サービスの提供が必要となるのではないのでしょうか。ただ改めて考えてみれば、これらは地域に支持されている診療所がすでに実践し患者に提供している価値なのかもしれません。

※参考：山口周 「ニュータイプの時代 新時代を生き抜く24の思考・行動様式」 ダイヤモンド社 2019

年末調整の概要と令和3年分の変更点など

葵総合税理士法人 税務会計部 山田 真義

1. 年末調整とは

給与の支払者（以下「給与支払者」といいます。）は、毎月（日）の給与の支払の際に所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないことを前提としている等の理由により、給与の支払を受ける人（以下「給与所得者」といいます。）の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年の納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続きを「年末調整」と呼んでいます。

2. 年末調整で受けられる控除

給与所得者は、勤務先に『各種申告書』を提出することでいろいろな控除が受けられます。

申告書	控除の種類
扶養控除等申告書	扶養控除、障害者控除、勤労学生控除、寡夫控除、ひとり親控除
配偶者控除等申告書	配偶者控除、配偶者特別控除
保険料控除申告書	社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除
所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除 （年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超える場合で、給与所得者が特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、最大15万円の控除が受けられます。）
基礎控除申告書	基礎控除 （令和元年分の年末調整までは、合計所得金額に関わらず一律38万円の控除を受けることができましたが、令和2年分の年末調整から基礎控除（最大48万円の控除）の適用を受けるためには、基礎控除申告書を勤務先に提出する必要があります。）
住宅借入金等特別控除申告書	住宅借入金等特別控除 （昨年までに住宅借入金等特別控除の適用を受ける確定申告書を提出している場合）

3. 年末調整Q&A

国税庁の「令和3年分年末調整のしかた」に掲載されているQ&Aのうち、新型コロナウイルスに関連するものを紹介します。

[問] 当社は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員を休業させ、その従業員に休業手当を支給していました。この手当については、給与に含めて年末調整をする必要があるのでしょうか。

[答] 給与の支払を受ける人は、その勤務先から通常支給される給料や賞与以外にも、労働基準法に規定されている各種の手当等の支給を受ける場合があります。このうち、例えば労働基準法第76条の規定に基づく「休業補償」（労働者が業務上の負傷等により休業した場合に支給されるもの）は所得税法の規定により非課税とされていますが、ご質問の「休業手当」については、そのような非課税規定はないため、その支給の際に所得税の源泉徴収を行う必要がありますし、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要があります。

4. 昨年と比べて変わった点

税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について、押印を要しないこととされました。

このため、扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、押印をしていただく必要はありません。

5. その他ご参考

(1) 個人型確定拠出年金制度（iDeCo=イデコ）の掛金

国民年金基金連合会によると、イデコの加入者数は令和3年7月末現在で210万1958人と、1年前に比べて26.8%増加したとのことです。イデコの掛金は小規模企業共済等掛金控除の適用が受けられます。今年からイデコを始められた方で、年末調整において所得控除を受けようとする方は、保険料控除申告書の記入と提出をお忘れなく。

(2) 確定申告が必要な所得金額調整控除

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。所得金額調整控除には、次の1又は2のとおり、2種類の控除があります。

1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

2 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

このうち1の控除は年末調整において適用することができます。1も2も給与所得の調整ですが、2の控除を受けるためには確定申告が必要な点に注意が必要です。

参考：国税庁HP「令和3年分 年末調整のしかた」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2021/01.htm>

医療法人に関する手続き

杉浦行政書士事務所 加藤 紀男

医療法人に関する手続きには、決算届、役員変更届、登記事項変更登記完了届、定款（寄附行為）変更の手続きがあります。

これらのうち、決算届と定款変更の手続きにつきまして、ご案内致します。

1. 医療法人の決算届

医療法第52条に規定する決算関係書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書、規則に定める基準に該当する場合は関係事業者との取引に関する報告書等）を、決算終了後3ヶ月以内に都道府県知事に提出しなければなりません。なお、決算関係書類（事業報告書等）につきましては、閲覧の対象となっています（医療法第52条関係）。

また、平成29年4月2日以降に始まる会計年度から次の基準に該当する場合には、「関係事業者との取引に関する報告書」を提出することになっています。

- ・医療法人は、その役員と特殊の関係がある事業者（医療法人の役員・近親者や、それらが支配する法人）との取引（当該事業収益又は事業費用1,000万円以上であり、かつ総事業収益又は総事業費の10%以上を占める取引等）の状況に関する報告書を作成し、都道府県知事に届出。

2. 医療法人の定款（寄附行為）の変更の手続き

病院、診療所等や附帯業務の開設、移転、名称変更、廃止、役員定数の変更など医療法人の定款（寄附行為）を変更する場合には、都道府県知事に定款変更認可申請書を提出して定款変更の認可を受けなければなりません。ただし、法人の事務所のみを移転する場合、公告の方法を変更する場合は、届出となります。

診療所等や附帯業務の開設、移転には、定款（寄附行為）を変更することを決議した社員総会議事録の写し、変更前及び変更後の定款、変更後2年間の事業計画書、開設しようとする診療所（又は附帯事業）の事業概要書、予算書（病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院を開設又は移転する場合は予算の内訳書）、職員給与内訳書、予想貸借対照表（病院・介護老人保健施設・介護医療院（転換の場合を除く）を開設、又は移転する場合）、不動産の登記簿謄本等の書類が必要になります。

また、診療所等及び附帯事業を廃止する場合には、廃止届（写）を添付します。

参考：愛知県ホームページ

男女間の金銭トラブル

弁護士 長谷川 留美子

秋篠宮家の眞子様の婚約相手（この記事が出るころには結婚しているでしょうか）小室さんの母親の金銭トラブルが取りざたされるようになってずいぶん経ちますが、いまだにくすぶっているようです。

小室家のことではありませんが、実は、交際していた男女の間の金銭トラブルはしばしば目にします。交際中、男性はいい格好をしたいのか、女性がお金に困っていると、結構気前よくお金を渡しがちです。そのとき、女性は、いかにもいずれ返すかのような口ぶりなのかもしれませんが、借用書もなく、返済の約束があったのかどうか定かではありません。交際中は、男性も惚れた弱みか、要求されるままにお金を渡し、返済を求めないのが通例です。

それが、いったん別れたとたん、男性は「貸したお金を返せ。」と言い、女性は「もらったものだから返さない。」と言ってトラブルになることが多いのです。

お金を渡すとき、返還の約束があれば、法的には金銭消費貸借契約となって、渡したお金の返還を求めることができます。しかし、返還の約束がなければ、贈与契約となり、お金の返還を求めることはできません。

法律の世界では、権利を主張する者がその権利の存在を主張し証明する責任を負います。上記のようなケースでは、男性側が、お金を渡したときに返還の約束があったことを主張し証明しなければなりません。しかし、

交際中の男女間のことから、返還の約束を証明する借用書などはありません。結局「返す約束があった。」「そんな約束はなかった。」といった水掛け論になります。そうすると、返還の約束があったことの証明ができず、裁判をしても負けることになります。

金銭消費貸借契約の成立を主張してお金の返還を求めるためには、返還の約束のほかに、そもそもお金を渡したことも証明しなければなりません。しかし、交際中の男女間では、現金でやりとりが行われ、受取の証拠もなく、「そんなお金を受け取った覚えはない」と言われることもあります。このようなときには、お金を出金した通帳を証拠にしたりしますが、そのお金を渡したことの直接の証明にはなりません。

結局、男女間の金銭消費貸借契約の成立の証明はなかなか困難で、裁判をすることは躊躇せざるをえません。それゆえ、決着をつけるための裁判を起こすこともなく、あきらめがつくまで、いつまでもくすぶり続けることになります。

お金の貸し借りには必ず借用書などの証拠を作成する、これが教訓ですが、男女の間でこんなことを言うのは野暮でしょうか。法律家が嫌われるゆえんですね。

1 1月の税務・労務

- 1 0 日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付

- 1 5 日◇所得税予定納税額第2期
分の減額承認申請

- 3 0 日◇令和3年9月決算法人の
確定申告、3月決算法人の
中間申告、12月・3月・
6月決算法人の消費税中間
申告（400万円超）



- ◇個人事業税第2期分の納付
◇令和3年9月決算法人の
事業所税申告及び納付
◇所得税予定納税額（第2期
分）の納付
◇個人事業者の消費税・地方
消費税の中間申告及び納付
（400万円超）
◇特別農業所得者の予定
納税額（第1期分）の納付

1 2月の税務・労務

- 1 0 日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
（納期の特例を受けている
者を含む）

- 2 8 日◇官庁御用納め

- ◇保険料控除申告書及び
配偶者控除等申告書等の
提出…今年最後の給与等の
支払を受ける日の前日まで
◇健康保険・厚生年金保険
被保険者賞与等支払届
（期限＝支払後5日以内）



- 1 月 4 日◇令和3年10月決算法人の
確定申告、4月決算法人の
中間申告、1月・4月・7月
決算法人の消費税中間申告
（400万円超）
◇固定資産税及び都市計画税
第3期分の納付



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和3年 11月 16日 (火)

令和3年 12月 15日 (水)

令和4年 1月 14日 (金)

弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和3年 11月 16日 (火)

◎休日のお知らせ

11 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

小林浩子 鈴木寛大 鍵谷辰也

近藤陽介 長谷川直明 三宅由里

草木に覆われた庭に、きんもくせいの木があります。亡き両親が植えたのでしょうか。毎年秋の短い期間に、オレンジ色の小さな花を咲かせ辺りを甘い香りにつつみ人々を楽しませてくれます。それは通常のことでは残念ながらうちの木はそうはなりません。花は咲くけど殆ど匂わないんです。それでも花が沢山咲いた枝葉をいただき写真のまゝに供えます。顔を近づけるとほのかに匂いがする。錯覚ではない。やがて季節は冬になり山茶花が咲きます。その前に庭をきれいにしないといけないと思います。鍵谷辰也